

損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定する。

2014年(平成26年)2月17日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 損害賠償額

4,000,000円

2 相手方

故[]遺族

藤沢市[]

3 事案の概要

2009年(平成21年)6月6日、藤沢市民病院において、入院中の[]の容体が食事の時間帯に急変し、同日死亡した。

2012年(平成24年)2月21日、相手方から藤沢市に対して、損害金3,620,428円の支払を求める訴えが提起され、その後、2013年(平成25年)12月18日の第12回期日において、藤沢市が相手方に対して4,000,000円を支払うことを主な内容とする裁判所和解案が示されたもの

提案理由

藤沢市民病院における医療事故に係る損害賠償額の決定をしたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は，次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。